
墨田区地域福祉計画（後期）

～ 新たな福祉コミュニティの創造をめざして ～

《 概要版 》



平成18(2006)年3月

墨 田 区

はじめに

墨田区地域福祉計画は、本区の福祉保健施策の総合的な推進を図るため、平成13年度から22年度までの10年間の計画として策定しています。この間、少子高齢化の一層の進展に伴い、福祉需要はますます多様化するとともに、介護保険法の改正や障害者自立支援法の成立など、社会福祉に関する制度も大きな転換期を迎えています。さらに、本区においても、今後の区政運営を進めるにあたっての基本指針となる新たな「墨田区基本構想」を平成17年11月に策定したところであり、こういった地域福祉をめぐる様々な状況の変化を踏まえて、計画の中間年度にあたる今年度、計画の改定を行いました。

さて、新たな墨田区基本構想では、本区の将来の姿と、それを実現するために区民と区がそれぞれの役割分担によって新しい「すみだ」をつくっていく協治（ガバナンス）の道筋を示しています。墨田区地域福祉計画に掲げる地域福祉の推進は、まさに区民と区との協働による新しいすみだづくりを行う実践の場であるといえます。

本計画では、「福祉コミュニティの創造」を将来目標としています。子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も、すべての区民が、自分らしく、安心して暮らしていくために、地域の中で互いに手を携え、助けあいながら問題を解決していけるような地域社会を築いていくことが求められています。墨田区は、現在も地域のつながりが強く残っている地域です。こうした区ならではの地域のつながりを活かしながら、私たちの地域を良くしていこうという意識を、少しでも行動に結びつけていけるようなしくみづくりをしていきたいと考えています。

計画の改定にあたりましては、墨田区地域福祉計画推進協議会の下に計画改定作業部会を設け、様々な視点から議論を深めるとともに、関係団体等へのアンケートやパブリック・コメントを行うなど、広範な区民の皆様のご意見やご要望を取り入れながら、協議・検討を進めてまいりました。

「地域福祉計画」の着実な推進により、人と人とのふれあい・支えあいによる、やさしいまちづくりの実現、温かみのある地域社会の実現をめざして、区民の皆様とともに努力してまいります。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成18年3月

墨田区長 山崎昇

墨田区地域福祉計画（後期）

－ 概要版目次 －

I	計画改定の基本的な考え方	1
	1. 計画改定の趣旨.....	1
	2. 地域福祉推進の考え方.....	2
	3. 計画の性格と位置づけ	3
	4. 計画の改定体制.....	4
	5. 計画期間.....	5
	6. 計画の評価.....	5
II	地域福祉を取り巻く墨田区の状況	6
	1. 人口の動向.....	6
	2. 少子化の状況.....	7
	3. 高齢化の状況.....	8
	4. 障害者の状況.....	9
III	計画の全体像	10
	1. 将来目標.....	10
	2. 基本理念.....	11
	3. 基本方向.....	12
	4. 計画の体系.....	18

I 計画改定の基本的な考え方

1. 計画改定の趣旨

墨田区においては、平成13年3月に、平成13年度から平成22年度までを計画期間とする「墨田区地域福祉計画」を策定し、福祉保健施策の総合的な推進を図ってきました。

この間、本格的な少子高齢社会の到来や核家族化、都市化の進展に伴う地域のつながりの希薄化、価値観やライフスタイルの多様化等がみられる中で、地域の生活課題はますます多様化・複雑化しています。それらの課題を解決し、区民の誰もが、住み慣れた地域でその人らしい人生を送ることができるようにしていくためには、地域全体で理解・協力して、地域や福祉サービスのあり方を考え、身近な課題の解決のために取り組んでいくこと、また、そのためのしくみづくりを進めていくことが、強く求められています。

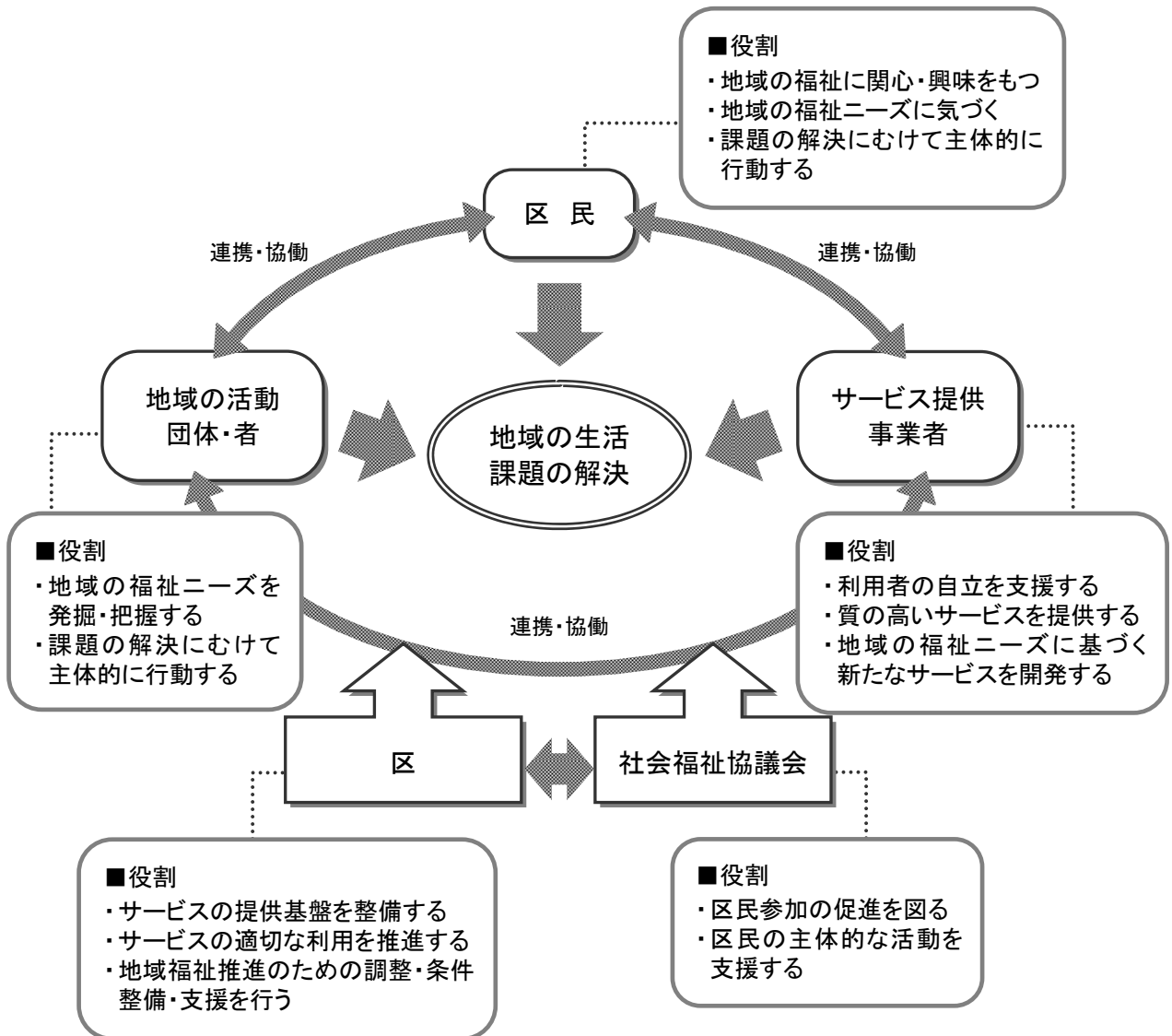
墨田区の区政運営を進めるにあたっての基本指針となる、新たな「墨田区基本構想」（平成17年11月）においても、2025年の墨田区の将来の姿と区民と区が一緒になって「すみだ」をつくる協治（ガバナンス）のみちすじが示されています。区民の参画と協働が、これからのすみだづくりを進めていく上での基本的な視点であるといえます。

本計画は、計画の中間年にあたり、このような現状と課題、社会情勢の変化等を踏まえて内容の見直しを行い、本計画の将来目標である「福祉コミュニティの創造」の実現にむけた、新たな取り組みやしくみづくりの方向性を示していきます。

2. 地域福祉推進の考え方

子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も、区民の誰もが自分らしく、安心して暮らすことのできる地域社会の創造が求められています。「地域福祉」とは、そのために、地域に存在する生活課題を地域全体で解決していくための取り組み・しくみづくりです。

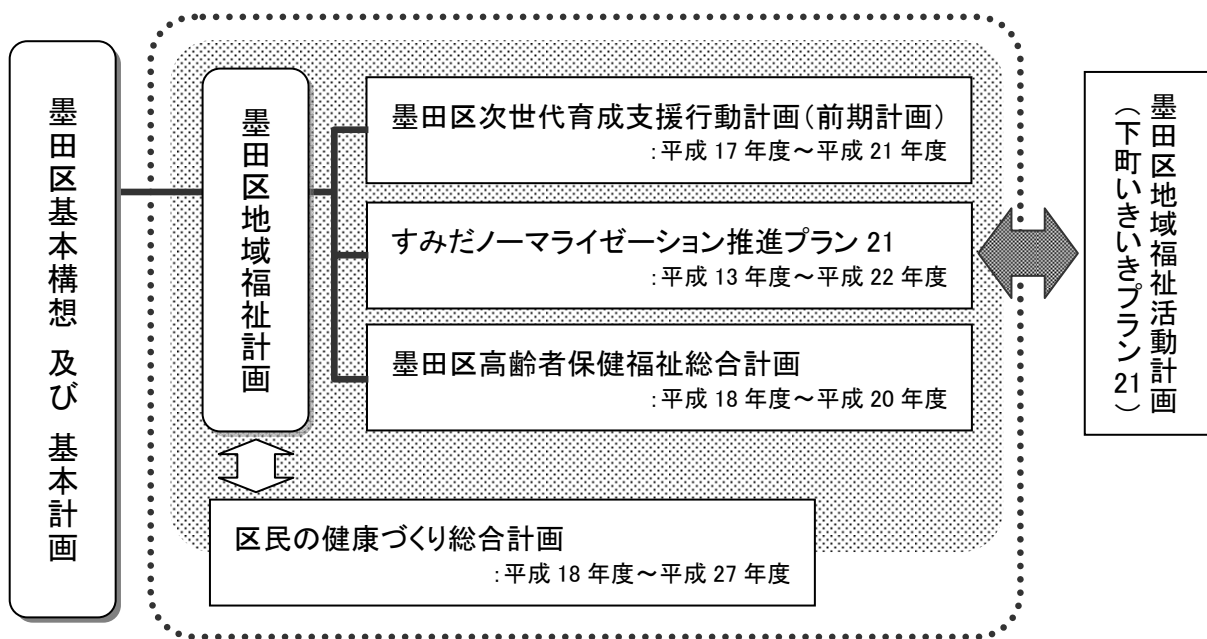
地域の生活課題は多様化・複雑化していることから、区民、関係機関、区、社会福祉協議会が、それぞれ次のような役割があることを認識しつつ、連携・協働して地域や福祉サービスのあり方を考え、身近な課題の解決にむけて取り組んでいくことが重要です。



3. 計画の性格と位置づけ

本計画は、めざすべき区の将来像を掲げる墨田区基本構想及び基本構想に基づく墨田区基本計画との整合性を保ちつつ、地域福祉に関する施策を具体的に推進するための指針となるものです。

本計画は、墨田区における福祉保健分野の基本計画であり、分野別に策定されている個別計画を総合化し、これらに共通する理念をつなぐ役割を果たします。



さらに、本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

平成15年4月1日に施行された社会福祉法第107条では、区市町村に、地域福祉の推進に関する事項として、次に掲げる内容を一体的に定める地域福祉計画を策定することを規定しています。

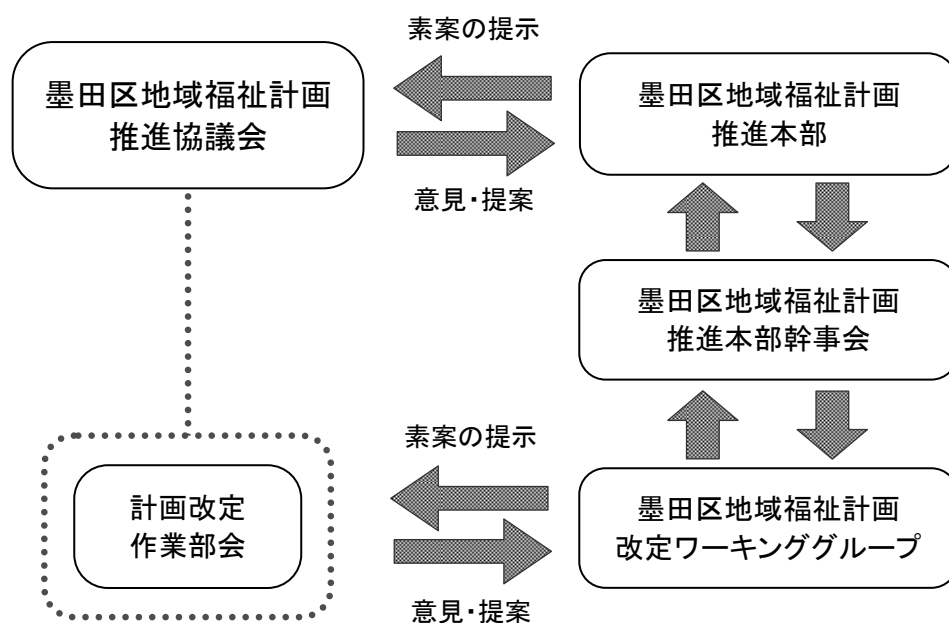
- ①福祉サービスの適切な利用の促進に関すること
- ②社会福祉事業の健全な発達に関すること
- ③地域福祉活動への住民参加の促進に関すること

4. 計画の改定体制

本計画は、地域福祉を推進している地域活動団体の代表や区民等から構成される「墨田区地域福祉計画推進協議会」及びその下部組織として設置した「墨田区地域福祉計画推進協議会計画改定作業部会」における協議・検討を通じて、改定を行いました。

庁内においては、「墨田区地域福祉計画推進本部」「墨田区地域福祉計画推進本部幹事会」「墨田区地域福祉計画改定ワーキンググループ」を設置し、関連部署間の連絡調整等を密にし、全庁をあげた取り組みを進めました。

また、地域福祉推進に関係する団体や個人の方に対する、墨田区地域福祉計画「中間のまとめ」の公表、パブリック・コメント[※]などを通じて、区民の意見を聴取し、計画への反映を図りました。



※パブリック・コメントとは、区の基本的な施策等を策定する過程において、事前にその案を広く公表し、区民等が意見を述べる機会を設け、それに対する区民の考え方を公表していく手続きのこと。

5. 計画期間

本計画は、平成13年度からの10年間を計画期間とする計画の後期計画です。後期計画の計画期間は、平成18年度から平成22年度の5年間となります。

6. 計画の評価

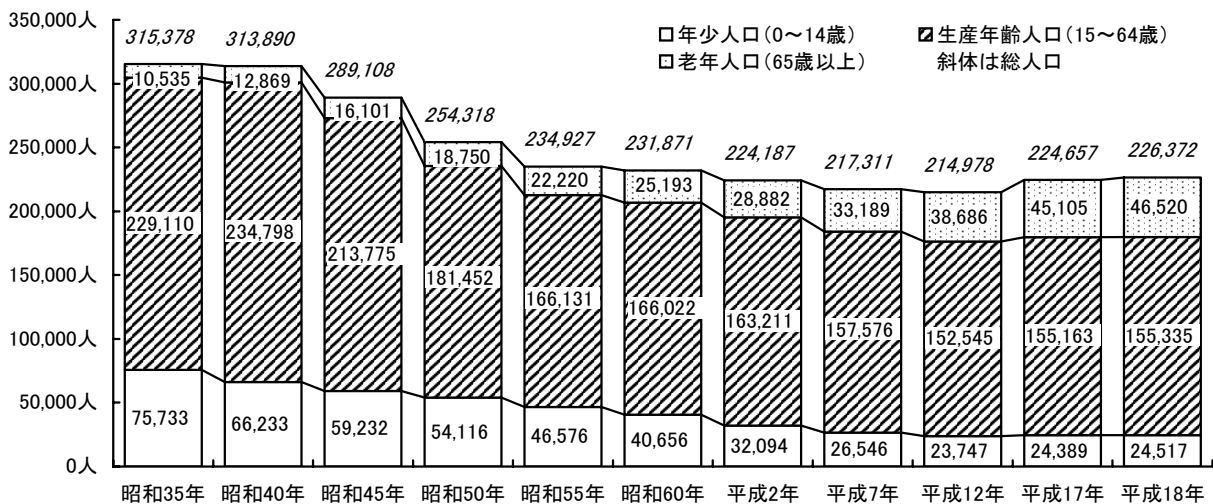
本計画は、「墨田区地域福祉計画推進協議会」の意見を踏まえ、「墨田区地域福祉計画推進本部」において、各年度に事業の進ちよく状況及び計画達成状況の評価を行います。

Ⅱ 地域福祉を取り巻く墨田区の状況

1. 人口の動向

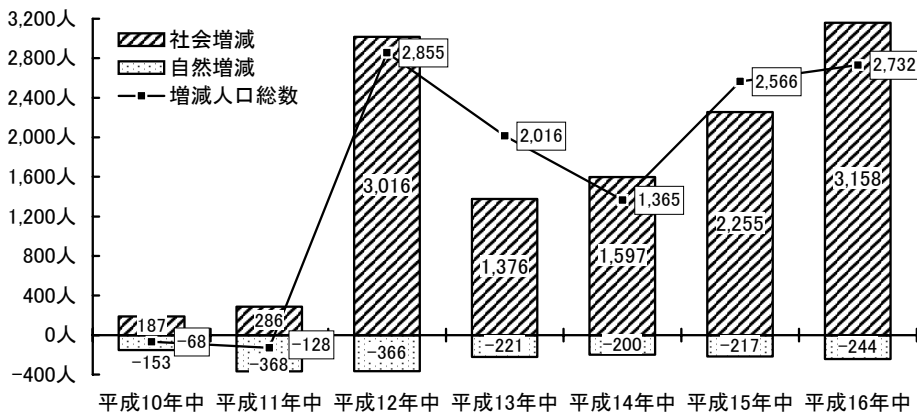
墨田区の総人口は、平成13年以降増加に転じ、平成18年1月1日現在226,372人にまで回復しています。これは、転入が転出を上回る社会増、つまり、転入により新たに墨田区民となる人が増えていることによるものであり、今後は、こうした現状を踏まえた地域づくりを進めていく必要があります。

墨田区の総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

墨田区の変動要因別の人口の動き



資料：東京都総務局「人口の動き」

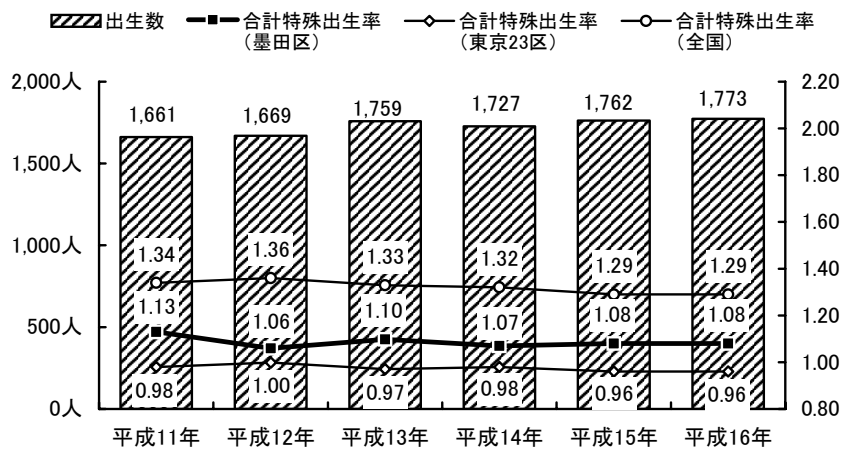
※自然増減は出生と死亡の差、社会増減は転入と転出の差をあらわす

※増減人口総数は、自然増減、社会増減、その他の増減の合計値

2. 少子化の状況

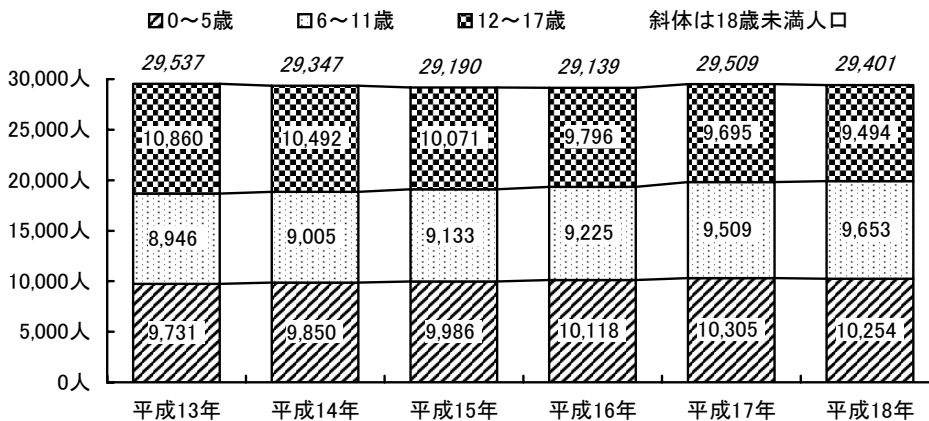
18歳未満の子ども人口はほぼ横ばいで推移しており、平成18年1月1日現在29,401人となっています。一人の女性が生涯に生む平均子ども数を表す合計特殊出生率は、平成16年時点で1.08と、全国平均を大きく下回る状況にあり、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長することができる地域づくりを進めていくことが、重要な課題となっています。

出生数と合計特殊出生率の推移



資料：墨田区：「墨田区の福祉・保健」、東京23区：東京都福祉保健局「東京都の衛生統計」
 全国：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

18歳未満人口の推移



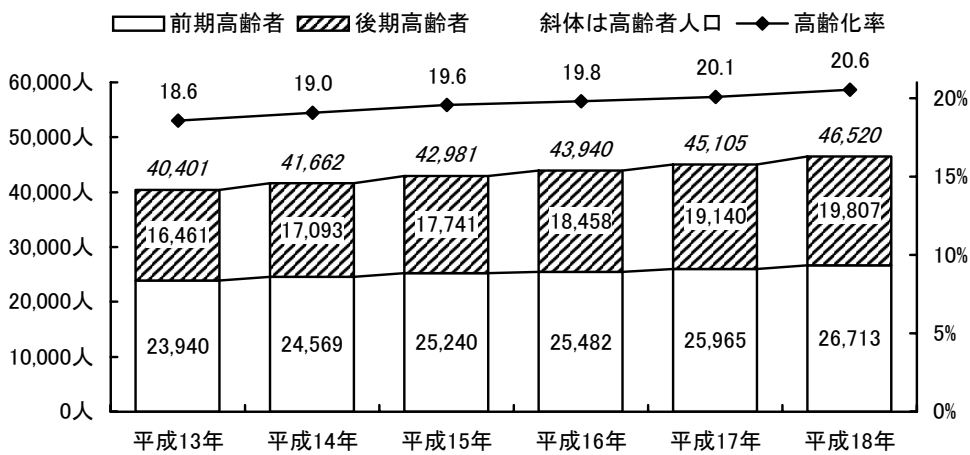
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

3. 高齢化の状況

65歳以上の高齢者人口は増加し続けており、平成18年1月1日現在46,520人、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は20.6%に達しています。

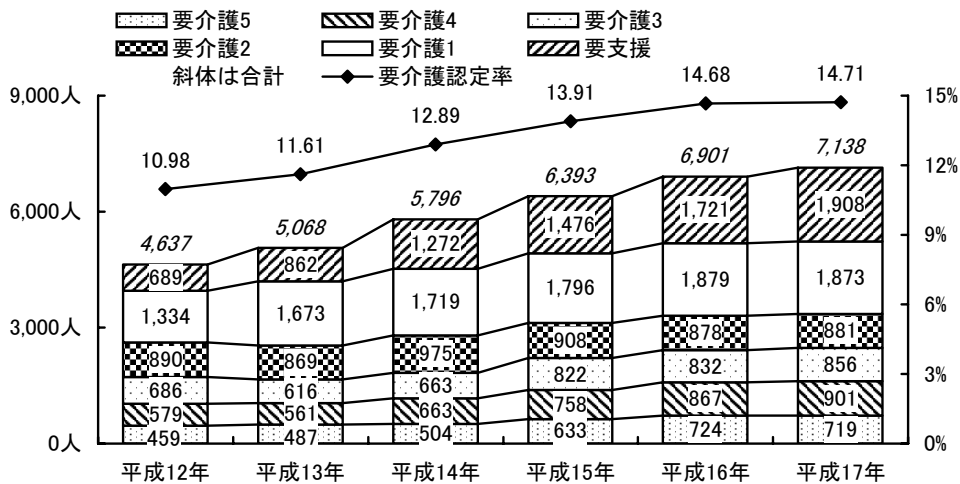
高齢者人口の増加とともに、要介護認定者数も増加しています。特に軽度の要支援の増加率が大きく、今後は、介護サービスの基盤の整備とともに、介護が必要な状態になることを予防する介護予防施策にも、力を入れていくことが求められています。

高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年10月末日現在）

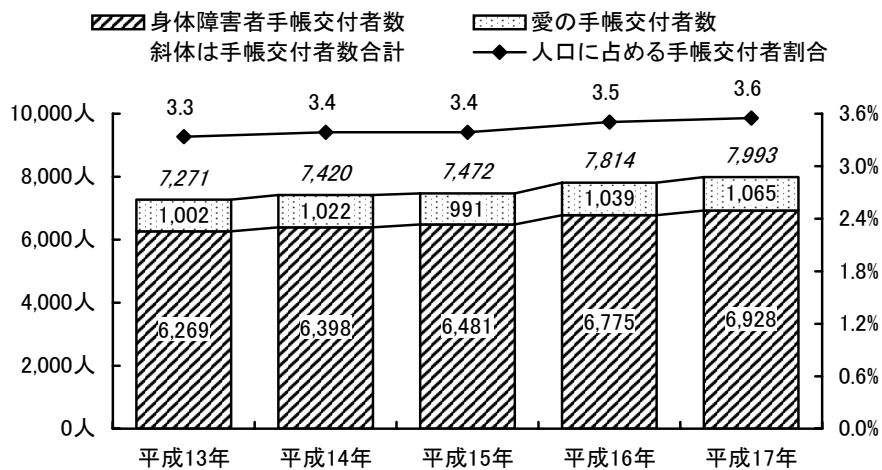
※要介護認定率は、第1号被保険者数（高齢者人口）に占める65歳以上の要介護認定者数の割合

4. 障害者の状況

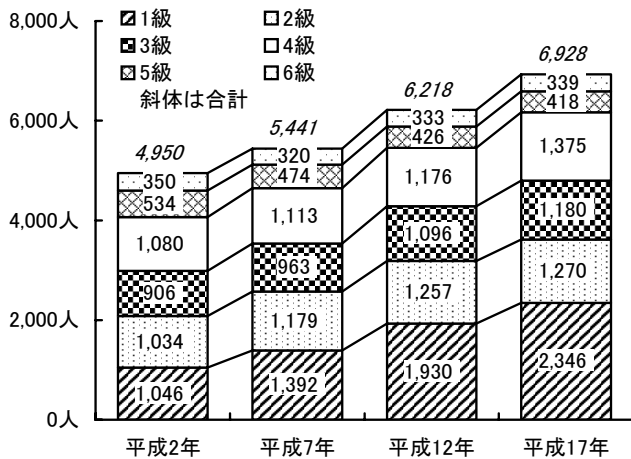
心身障害者数は年々増加しており、平成17年度末現在、身体障害者手帳交付者が6,928人、愛の手帳（知的障害者の手帳）交付者が1,065人となっています。また、精神障害者保健福祉手帳または通院医療公費負担制度を申請している精神障害者が1,220人という状況です。

障害のある人が住み慣れた地域で、充実した生活を送ることができるよう、今後ともさらに、地域における自立生活の支援を推進するとともに、障害のある人もない人も地域の中で共に生活し、活動する社会の実現をめざした施策の展開を図っていくことが求められます。

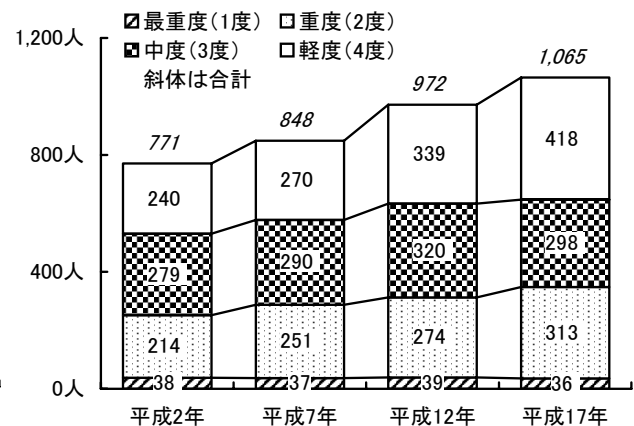
心身障害者手帳交付者数の推移



身体障害者手帳交付者の障害の程度



愛の手帳交付者の障害の程度



資料：墨田区の福祉・保健（各年3月末日現在）

Ⅲ 計画の全体像

1. 将来目標

◆ 将来目標 福祉コミュニティの創造

平成12年の社会福祉基礎構造改革以降、「行政が決定し提供する福祉」（行政主体）から「区民が自ら選択し利用する福祉」（利用者本位）への移行など、社会福祉のあり方が大きく転換している中で、社会福祉は量だけでなく、質が問われる時代になっています。

また、地方分権の流れの中では、**区民と区との協働**のもと、墨田区の福祉を創造し、**地域の福祉のさらなる推進**を図っていくことが求められています。

後期計画においても、多様な保健福祉サービスと、区民をはじめとする様々な担い手による地域の身近な課題の解決にむけた取り組みが、相互の連携のもと、効果的に展開されることにより、区民の誰もが自分らしく、安心して暮らすことのできるような「福祉コミュニティ」の創造を将来目標とし、必要な取り組みを計画的に推進していきます。

2. 基本理念

福祉コミュニティの創造をめざし、後期計画においても、引き続き、次の基本理念を掲げます。

◆ 基本理念1 生涯にわたる人間性の尊重

すべての区民が、生涯を通じて自らの尊厳を保ち、人間性が尊重され、お互いの尊厳を認めあうことができる地域社会をつくります。

◆ 基本理念2 自己決定と自立の促進

すべての区民が、自らの価値観や考え方に基づいて行動し、自立した生活を営める地域社会をつくります。

◆ 基本理念3 生きがいと自己実現の確立

すべての区民が、自らの経験・知識・能力を活かし、生きがいに満ちた生活を送れる地域社会をつくります。

◆ 基本理念4 参加・共生による地域の連帯

すべての区民が、共に社会に参画し、互いに理解し、認めあいながら暮らせる地域社会をつくります。

3. 基本方向

◆ 基本方向1 生涯を通じて健康な生活を送れるしくみをつくる

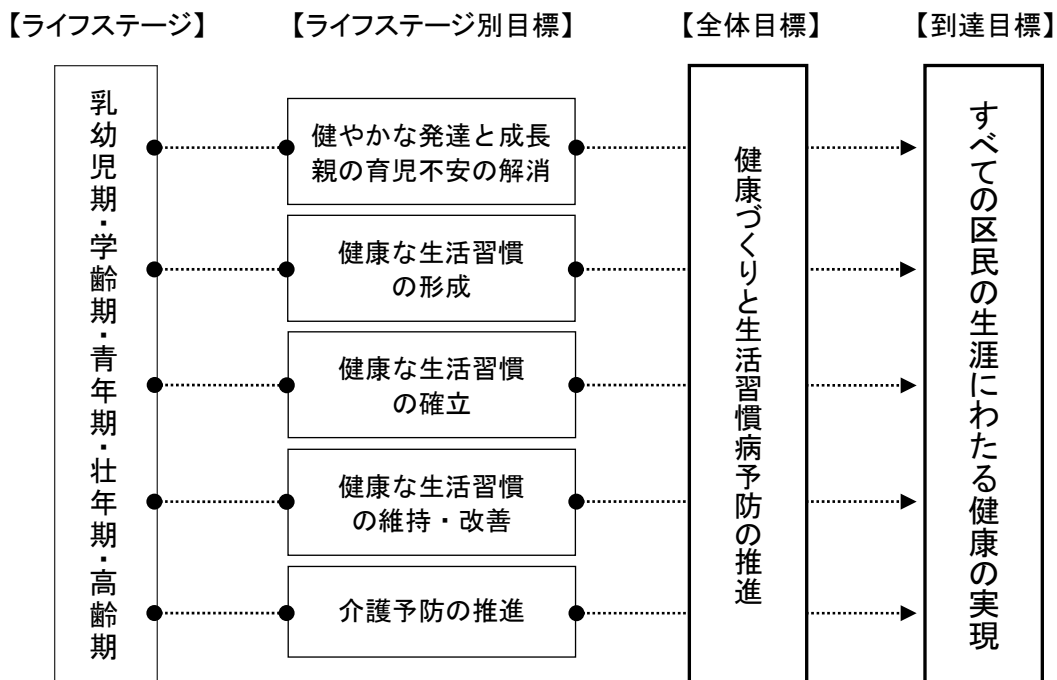
健康は、実りある生活の基本という視点から、ライフステージに対応した健康づくりと生活習慣病予防を推進し、区民の誰もが生涯を通じ、健康を享受できる地域づくりをめざします。

乳幼児期から学齢期の子どもに対しては、健康な生活習慣の形成を目標に、こころ・からだの両面からの健康づくりを支援していきます。

青年期から壮年期の区民に対しては、健康な生活習慣の確立、壮年期以降の区民に対しては、健康な生活習慣の維持・改善を目標とし、区民自らが積極的・継続的に健康づくり活動に取り組んでいくための支援を行います。

さらに、高齢者に対しては、介護予防策の積極的な展開を図り、できる限り活動的な生活を送ることができるよう支援していきます。

◀ 生涯健康な生活を送るための施策の展開 ▶



◆ 基本方向2 子育て・子育てを支えるしくみをつくる

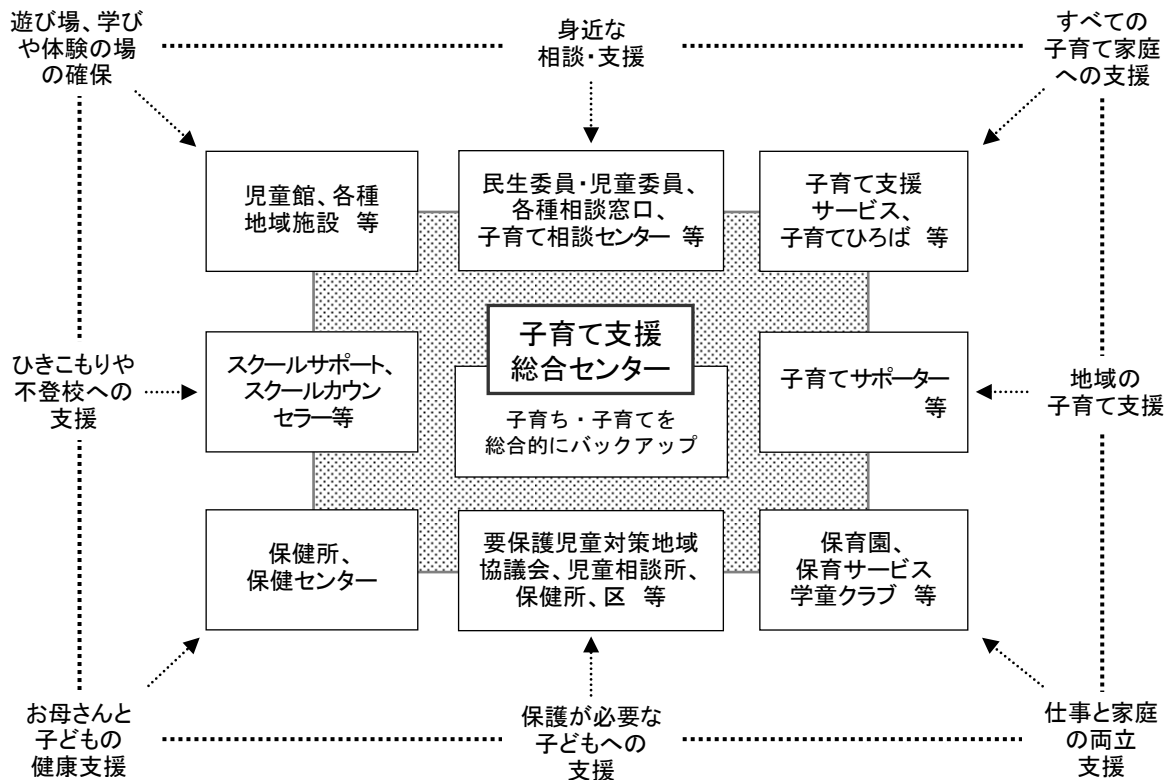
次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、成長することができる地域づくりをめざします。

すべての子育て家庭がゆとりをもって楽しく子育てできるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、保育園の待機児解消にむけ、公民協働による保育園の整備等を進めます。

また、子どもたちの生きる力や豊かな人間性を育む地域環境、教育環境の整備、親や地域の子育て力・教育力の育成と協働を推進します。

さらには、虐待をはじめとする保護が必要な子どもの早期発見、適切な対応を図るための要保護児童対策地域協議会を設置するなど、平成19年度に整備する子育て支援総合センターを核とする子育て・子育て支援ネットワークを構築し、地域の子育て・子育てを総合的にバックアップしていきます。

《 子育て・子育て支援ネットワーク 》



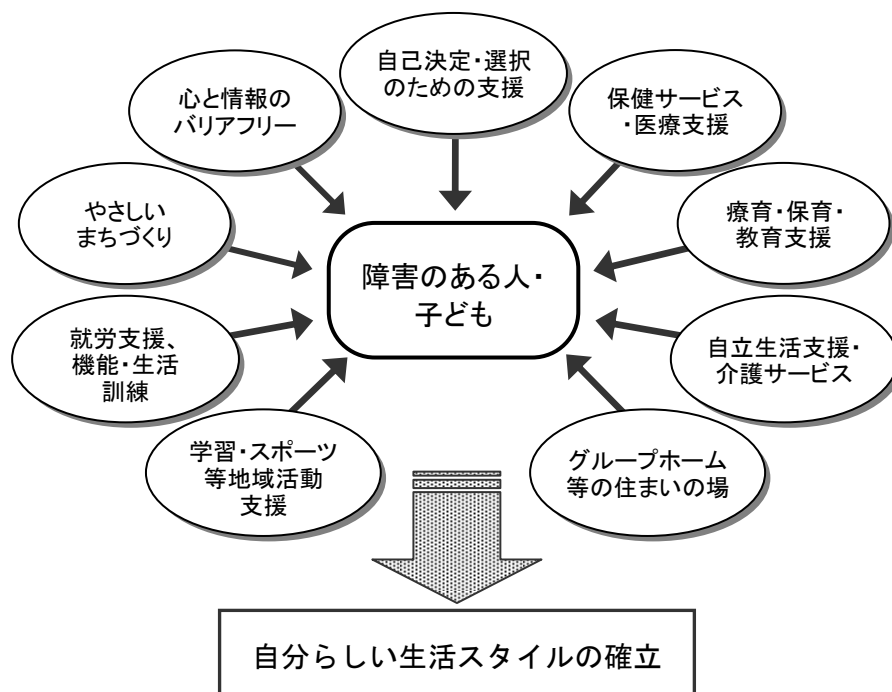
◆ 基本方向3 障害のある人が地域で共に暮らせるしくみをつくる

障害のある人が自立した生活を送ることができる地域づくり、障害のある人もない人も、地域の一員としてお互いに尊重し、認めあいながら、共に支えあって暮らせる地域づくりをめざします。

障害のある人一人ひとりが、もてる力を最大限に発揮して、生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、障害の種別や年齢にかかわらず必要な支援を提供できる基盤の整備、就労支援体制の整備・充実等の社会参画を促進するための支援に取り組みます。

また、障害のある人自身の自己決定や選択に基づくサービス利用計画を作成し、様々な支援を総合的・継続的に行うケアマネジメント体制を整備していきます。

《 地域における自立生活支援体制 》



◆ 基本方向4 高齢者が安心して暮らせるしくみをつくる

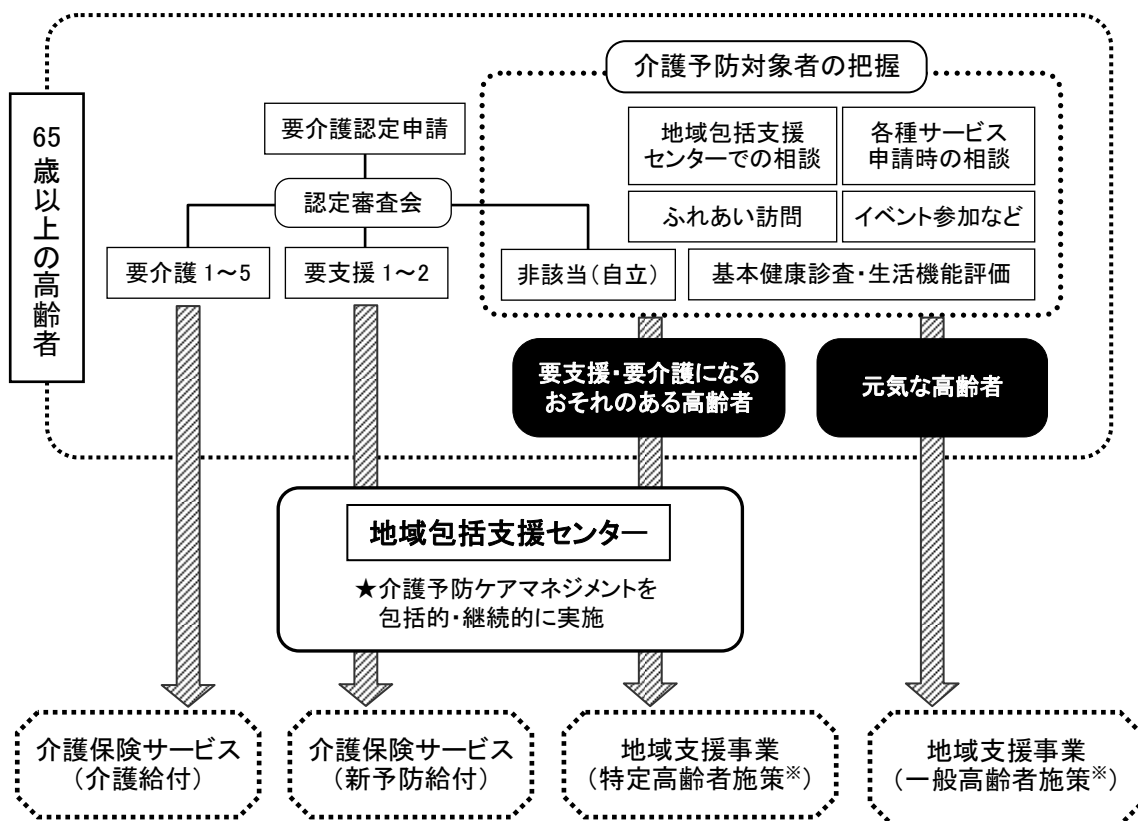
高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと自分らしく尊厳をもって、安心して暮らし続けることのできる地域づくりをめざします。

高齢者が長年培ってきた知識・経験・技能を活かしながら社会に参画できるよう、生きがいや社会参加の支援施策に取り組むとともに、「活動的な85歳」の実現にむけて、地域における介護予防システムの構築をめざします。

あわせて、地域での自立生活を支援するための生活支援サービスや介護サービスの基盤整備、高齢者の尊厳を守るしくみづくりを推進します。

さらに、新たな地域ケアシステムの拠点として設置する地域包括支援センターを中心に、地域の多様な社会資源を活用しながら、包括的・継続的に高齢者の生活を支えるしくみづくりに取り組みます。

◀ 墨田区における介護予防システム ▶



※ 特定高齢者施策：生活機能等の低下があり、介護が必要な状態になるおそれのある高齢者に対する介護予防施策。

※ 一般高齢者施策：すべての高齢者を対象とする介護予防施策。

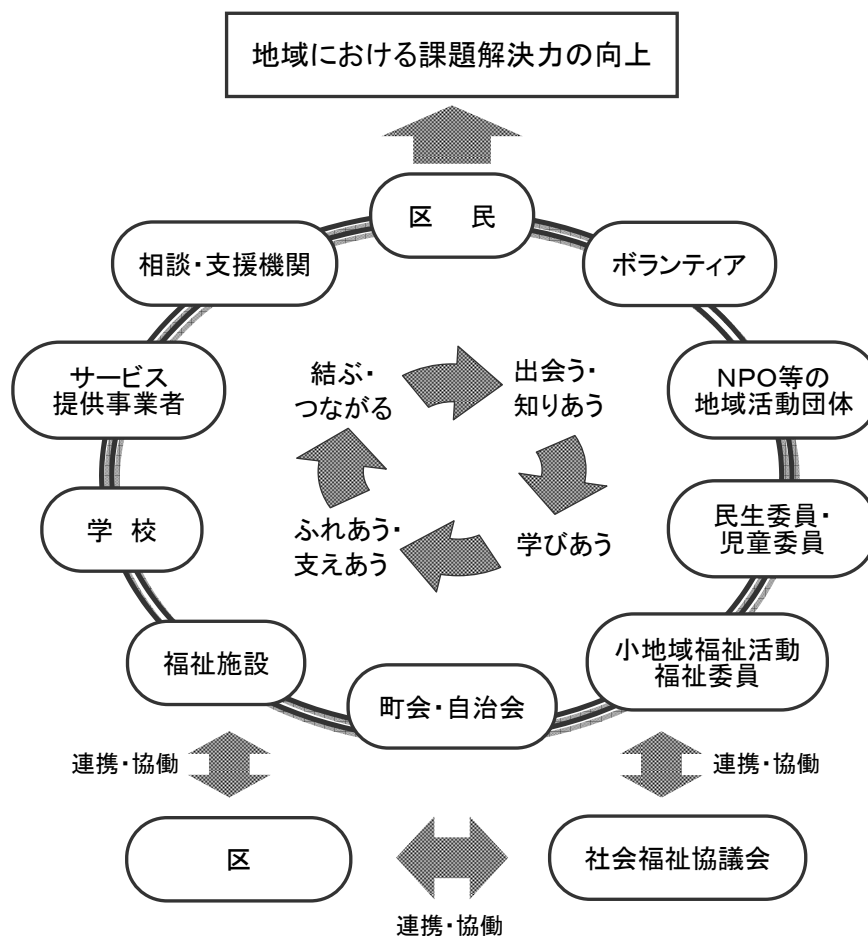
◆ 基本方向5 学びあい・ふれあい・支えあいのしくみをつくる

区民をはじめとする様々な地域福祉の担い手と区が、連携・協働して地域や福祉サービスのあり方を考え、身近な課題の解決にむけて取り組んでいくことができる地域づくりをめざします。

地域での出会い、学びあいを通じ、身近な課題や日常生活上の福祉ニーズへの気づきを促していくとともに、誰もが地域活動に参加し、活躍できる環境づくりに取り組みます。

また、新たな地域のつながりの構築にむけたしかけ・しくみづくりや、地域福祉の担い手となる区民、関係機関、区、社会福祉協議会間のネットワークづくりを進めていきます。

◀ 地域における学びあい・ふれあい・支えあいのイメージ図 ▶



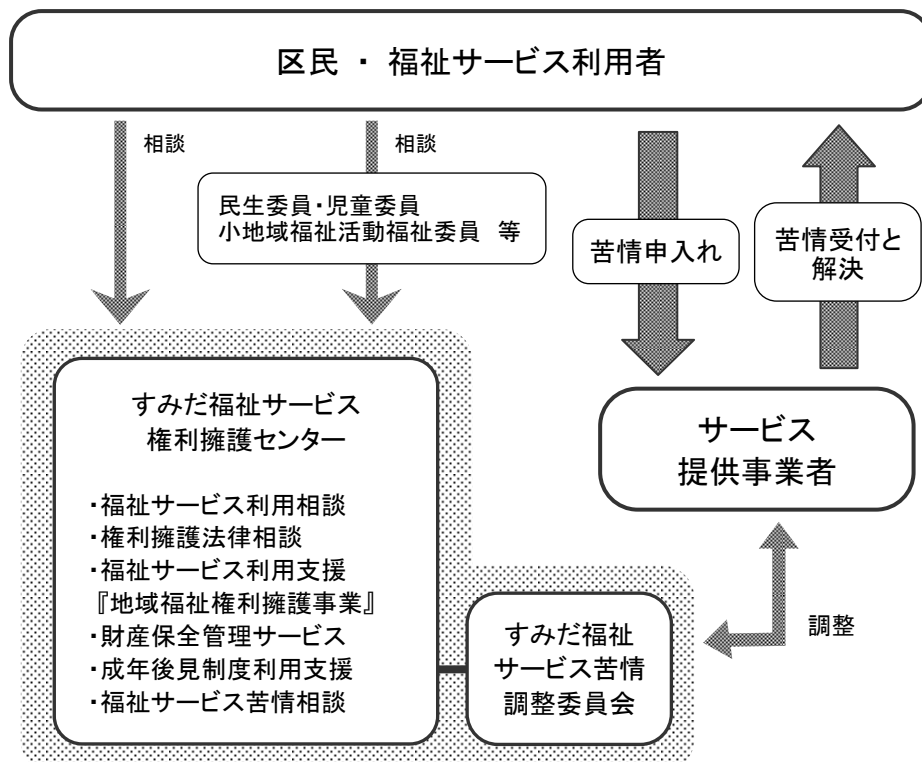
◆ 基本方向6 地域福祉推進のためのしくみをつくる

福祉サービスを適切に利用できるためのしくみづくり、すべての区民が地域で共に暮らせる地域づくりをめざします。

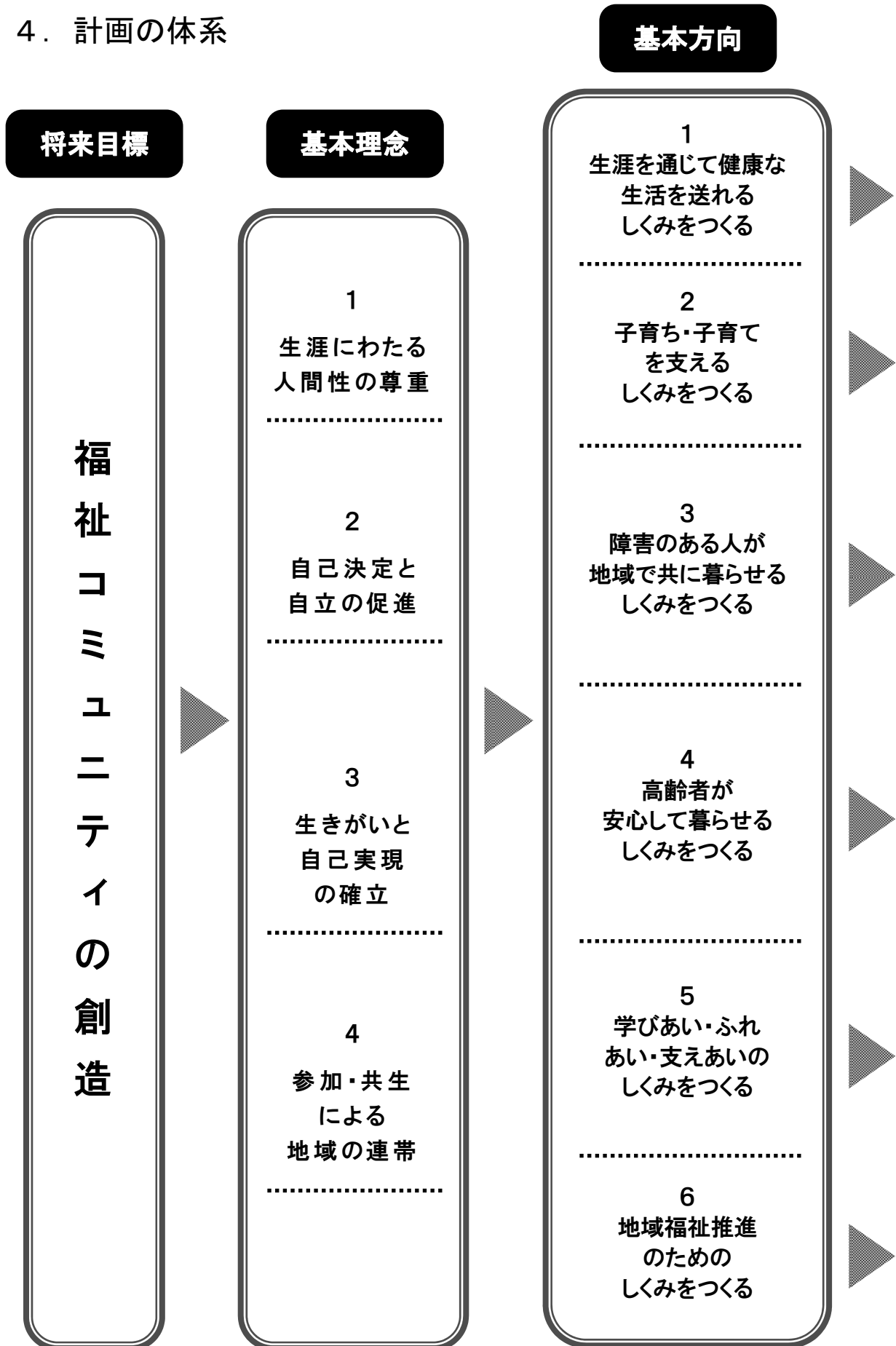
今後の地域福祉の推進を確かなものとするため、利用者の立場に立った情報発信のしくみの構築、サービス提供事業者に関するサービス評価制度や情報の公表の推進、苦情対応とサービス利用支援体制の整備・充実など、利用者によるサービス選択や、適切なサービス利用を支援するための基盤づくりに、今後とも積極的に取り組んでいきます。

また、はじめからすべての人が利用しやすいことに視点をおいた、ユニバーサルデザインの考え方に基づく誰もが暮らしやすい環境づくり、生活が困難な区民の自立支援施策の推進を図り、すべての区民が年齢、障害、国籍、貧困などの理由によって、地域で孤立することなく、共に暮らせる地域づくりを推進します。

《 苦情対応とサービス利用支援のしくみ 》



4. 計画の体系



今後5年間の達成目標

主な取り組み内容

目標① 区民一人ひとりの健康づくりを支援する

目標② 親子の健康づくりを支援する

• 地域健康づくり
• 区民健康体操の普及
• 健康づくり出張講座の実施

• 産後うつ予防対策の充実
• 小児救急平日夜間診療事業
• 思春期相談

目標① 子育て支援サービスを充実する

目標② 保育園等の保育サービスを充実する

目標③ 子どもたちの育つ力を育成する

目標④ 親や地域の子育て力を育成する

目標⑤ 子育て・子育て支援ネットワークを構築する

• 一時保育の実施
• 子育て支援総合センターの整備
• 子育てひろばの拡充

• 認可保育園の整備
• 延長保育・夜間延長保育の実施

• フレンドリー計画の推進
• スクールサポート事業

• 子育てサポーターの育成
• 地域の空き店舗等を活用した子育て支援事業の展開

• 子育て支援総合センターの整備(再掲)
• 要保護児童対策地域協議会の設置

目標① 障害のある人が地域で自立して生活できるよう支援する

目標② 障害のある人の自己実現と社会参加を支援する

目標③ 自己決定と選択に基づくサービス利用支援体制を整備する

• ホームヘルプサービスの実施
• ショートステイの実施
• 障害者グループホーム・ケアホームの整備支援

• 福祉作業所の充実
• 障害者就労支援センターの機能強化
• 精神障害者社会復帰訓練施設の運営支援

• 障害者ケアマネジメント体制の整備
• 精神障害者地域生活支援センターの運営

目標① 高齢者の健康と生きがいづくりを支援する

目標② 介護が必要になることを予防する

目標③ 自立した在宅生活を支援する

目標④ 介護が必要になっても地域で暮らせるよう支援する

目標⑤ 地域包括ケアシステムを確立する

• いきいきプラザ、高齢者福祉センターの充実
• 老人クラブ、てねん・どすこい倶楽部への支援

• 地域支援事業の創設による介護予防の推進
• 介護予防サービス(新予防給付)による重度化防止の充実
• 介護予防システムの構築

• 各種生活支援サービスの充実
• 高齢者虐待防止ネットワークの構築

• 居宅サービスの整備推進
• 地域密着型サービスの整備支援

• 地域包括支援センターの整備
• すみだ高齢者見守りネットワークの構築

目標① 福祉に対する理解と実践を促進する

目標② 区民が地域活動に参加しやすいしくみをつくる

目標③ 地域のつながりと協働のしくみをつくる

• 学校における福祉教育の充実
• 男女共同参画社会にむけた啓発活動の充実
• 福祉意識啓発の充実

• ボランティア活動の推進
• NPO等地域活動団体の育成及び支援

• 小地域福祉活動の推進
• 民生委員・児童委員活動の支援
• 「すみだ 家庭の日」運動の推進

目標① 福祉サービスを利用しやすいしくみをつくる

目標② 誰もが暮らしやすい地域環境をととのえる

目標③ 生活に困った人を支え、自立を促進する

• 福祉サービス第三者評価制度の推進
• 地域福祉権利擁護事業の推進

• 民間建築物のユニバーサルデザイン化への指導・誘導
• 災害要援護者サポート隊の結成支援

• 被保護者「自立支援プログラム」の整備
• ホームレスの自立支援システム

墨田区地域福祉計画(後期)

～新たな福祉コミュニティの創造をめざして～

《 概 要 版 》

平成 18(2006)年 3 月

発 行 墨田区
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号
TEL(03)5608-6151 FAX(03)5608-6403
編 集 墨田区福祉保健部
